

まちづくりルール通信 創刊号

皆さまと検討中の**まちづくりルールの周知**のため、おたよりを発行します！

皆様のお住まいの地域で

建物のルール

などが

策定されます

R7年度
予定！



ふちごま

府中市マスコットキャラクター

※ルールはまちづくりの方向性を定めるものであり、権利の制限はございません。

建物のルール(まちづくりルール)とは？

まちづくりルールとは、良好な居住環境などを図るための、**建物の建て方のルール**などのことです。

ルールは地元の要望により、**北西側住宅区域**の範囲にて、作成しています。

令和7年度を目標に、**建物は派手な色彩を避け、落ち着いたものとするルール**などを定める予定です。



※派手な色彩の建物の事例

現在の北西側住宅区域の様子



倒壊の危険性があるブロック塀



日照や通風、プライバシー等が確保された適切な隣棟間隔の住宅街



公園や住宅街における緑の創出



塀を生垣とする事で、安全性が保たれた道路環境



緑豊かな住環境を創出できるゆとりある敷地が確保された住宅街

地区の良い点を維持し、悪い点を解決するため、ルールを作成しています！
次号は検討中のルールについて紹介します！（12月予定）

【問い合わせ先】

府中市まちづくり拠点整備推進本部 分倍河原駅周辺整備担当 担当：関、鷹野
〒183-0056 東京都府中市寿町1-5 府中駅北第2庁舎
電話：042-335-4371（直通） Mail: saikai01@city.fuchu.tokyo.jp

